

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

H 編

電 氣 設 備

鋼船規則 H 編
鋼船規則検査要領 H 編

2008 年 第 2 回 一部改正
2008 年 第 2 回 一部改正

2008 年 5 月 29 日 規則 第 32 号／達 第 34 号
2008 年 2 月 1 日 技術委員会 審議
2008 年 2 月 26 日 理事会 承認
2008 年 5 月 15 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規則

H 編

電気設備

2008 年 第 2 回 一部改正

2008 年 5 月 29 日 規則 第 32 号

2008 年 2 月 1 日 技術委員会 審議

2008 年 2 月 26 日 理事会 承認

2008 年 5 月 15 日 国土交通大臣 認可

2008 年 5 月 29 日 規則第 32 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

H 編 電気設備

2 章 電気設備及びシステム設計

2.1 一般

2.1.3 構造，材料，据付け等

-10.として次の 1 項を加える。

-10. 電動機には端子箱を備えなければならない。

2.10 動力及び照明用変圧器

2.10.2 構造

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 変圧器には，必要に応じ突入電流の抑制装置を備え，投入時の突入電流により系統に過度の電圧降下を生じないようにしなければならない。

2.17 高圧電気設備

2.17.2 配電

-1.を次のように改める。

-1. 配電方法は，次の**(1)**又は**(2)**を標準とする。

(1) 三相交流絶縁 3 線式

(2) 三相交流中性点接地 3 線式

(a) 高インピーダンス接地式

(b) 低インピーダンス接地式

(c) 直接接地式

2.17.3 から 2.17.6 を次のように改める。

2.17.3 構造及び据付け

-1. 高圧電気機器は、本会が適当と認める規格（必要に応じて周囲温度を表 H1.1 により修正する）に従って製作されたものであって、本 2.17.3 にも適合するものでなければならない。

-2. 高圧電気機器は、人が高圧充電部に触れるおそれがないように保護しなければならない。

-3. 高圧電気機器又は~~43.に規定する専用の区画の入口及び高圧ケーブル同機器を格納するための施錠されている区画の入口~~には、見やすい位置に高圧の表示又は色別を施さなければならない。

-4. 高圧電気機器は、ケーブルの引込み、端末処理及び結線が容易に行える構造とし、高圧回路と低圧回路が混触するおそれのないものでなければならない。

-5. 回転機、変圧器及びリアクトルには、相当期間の休止中にも、内部に湿気を生じたり結露するのを防止する適当な方法を講じなければならない。

-6. 中性点接地 3 線式回路に使用される発電機が中性点を接続して並列運転される場合は、発電機は過度の循環電流が流れないように設計されたものでなければならない。

-7. 中性点接地式回路に使用される発電機は、保守及び絶縁抵抗測定のために、接地された中性点を切離す手段を備えなければならない。

~~-8. 発電機の固定子巻線は、比率差動継電器を設ける場合には、各相の線端を端子箱に引出しておかなければならない。~~

-8. 高圧配電盤の前面には、安全に作業を行うために 1m 以上の幅の通路を確保しなければならない。また、同盤の後面に操作又は保守を必要とする部品を取付ける場合には、後面にも十分な幅の通路を確保しなければならない。

~~-9. 電動機には端子箱を備えなければならない。~~

-9. 外部電源が使用される発電機の冷却システムについては、次のいずれかの場合に発電機の接続を切り離すためのインタロックを設けなければならない。

(1) 外部電源が喪失した場合

(2) 発電機固定子巻線の最大定格温度で警報を発する温度検知器が、その温度の 110% を検知した場合

-10. 回転機には、固定子巻線の温度検出器を装備し、異常状態になった場合に可視可聴警報を通常人のいる場所に発することができるようにならなければならない。

-11. 回転機に水冷空気冷却器を装備する場合は、冷却器には二重管が使用されなければならない。また、冷却水の漏れに対する可視可聴警報が通常人のいる場所に発せられなければならない。

-12. 低圧端子に危険なく近接し得るように措置した場合を除き、高圧端子は、低圧端子と同じ端子箱に収めてはならない。

-13. ~~高圧電気機器が保護外被なしで専用の区画に設置される場合は、当該区画の入口の扉は当該機器への電源供給とインタロックされており、扉が開いている間は機器への電源が遮断され機器が接地されるよう措置されなければならない。高圧電気機器の保護外被は、本会が適当と認めるものとしなければならない。~~

-14. 配電盤及び制御盤は、閉鎖構造のものとし、高圧部の扉には施錠装置を備えるか、又はこれと同等の措置を講じなければならない。

~~-15. 配電盤及び制御盤には、その全長にわたり接地導体を備えなければならない。この接地導体が銅の場合には、接地導体の断面積は少なくとも 30mm^2 とし、かつ、地絡事故が起きた場合の電流が $200\text{A}/\text{mm}^2$ (1 秒間) 又は $125\text{A}/\text{mm}^2$ (3 秒間) を超えるものであってはならない。この接地導体は、機器の接地システムに適切に接続されなければならない。~~

-15. 高圧電気機器には、次に掲げる接地導体を備え、機器の接地システムに有効に接続されなければならない。

(1) 銅製を標準とする。

(2) 最小断面積は 35mm^2 とする。

(3) 地絡事故が起きた場合の電流密度は $150\text{A}/\text{mm}^2$ 未満とする。

-16. 高圧配電盤は、推進装置への給電の有無にかかわらず、2.5.3-1.及び同-2.によらなければならない。この場合、中性点接地方式にあっては、各区画に接地装置を備えなければならない。また、2つの独立した配電盤の母線をケーブルで接続する場合は、ケーブルの両端に遮断器を設け保護しなければならない。

-17. 配電盤及び制御盤高圧配電盤及び高圧制御盤の各高圧回路には、保守時安全に作業を進めるために、接地及び短絡のための手段を備えなければならない。ただし、適当な数の可搬式の接地及び短絡装置が備えられている場合は、この限りでない。

-18. 配電盤及び制御盤高圧配電盤及び高圧制御盤の同一盤内において、低圧回路の器具は、取扱者が誤って高圧回路に触れるおそれのないように高圧回路とは別の区画に配置しなければならない。

-19. 遮断器は、引出し形又はこれと同等の措置を講じたものとし、母線が生きておりときでも安全に保守できるようにしなければならない。

-20. 引出し形の遮断器及びスイッチは、使用位置及び引出し位置で機械的に固定し得るものでなければならない。また、保守時安全に作業を進めるために、引出し形の遮断器及びスイッチ並びに固定式の断路器は、施錠できるものでか、又はこれと同等の措置を講じなければならない。

-21. 引出し形の遮断器及びスイッチの固定接点は、引出し位置で充電接点が自動的に覆われるものでなければならない。

-22. 遮断器、スイッチ等の操作が電氣的又は機械的な補助動力源による場合は、この補助動力源の容量は、すべてのこれらの機器を少なくとも2回操作するに十分な容量が確保されるものでなければならない。なお、過負荷、短絡及び低電圧による遮断のために貯蔵電源を必要とするものについては、引き外し回路の断線及び電源の喪失によって警報を発する装置を設けなければならない。

-23. 裸母線の相間又は極間の空間距離及び導電部と大地間の空間距離並びに高圧制御用機器の空間距離は、表 H2.16 に定める値以上でなければならない。ただし、本会は、インパルス電圧試験を行うことで、表 H2.16 に定める空間距離より小さな値を認めることがある。また、沿面距離については、絶縁物の性能等を考慮し、決定されなければならない。高圧配電盤及び高圧制御盤における裸母線の空間距離（相間、極間、導電部と大地間）並びに高圧制御用機器の空間距離については、表 H2.16 に定める値以上としなければならない。これにより難しい場合は、本会の適当と認めるところによらなければならない。

~~-24. 油入変圧器には、次に掲げる警報装置及び保護装置を設けなければならない。~~

~~(1) 低液面警報装置~~

- ~~(2) 油高温警報装置~~
- ~~(3) 低液面による停止又は負荷低減装置~~
- ~~(4) 油高温による停止又は負荷低減装置~~
- ~~(5) ガス圧力高による停止装置~~

-24. 前-23.に掲げる機器以外の高圧電気機器の空間距離及びすべての高圧電気機器の沿面距離については本会が適当と認める値以上としなければならない。

-25. 計装回路は、絶縁材料を使用した難燃性の隔離板によって主回路から隔離されなければならない。

-26. 計器用変成器の2次巻線は接地しなければならない。この場合の接地導体は銅製とし、最低断面積は4mm²としなければならない。

-27. 強制通風される変圧器にあっては、通風装置の運転状態及び空気温度を監視するための手段を設けなければならない。

-28. 熱交換器が付属した閉回路冷却方式の変圧器にあっては、冷却空気温度を監視するための温度計を備えなければならない。特に水冷方式を採用するものにあっては、漏水検知器を追加で備え、漏水が変圧器の巻線に当たらないように配置しなければならない。

表 H2.16 空間距離の最小値

定格電圧 (V)	裸母線 (mm)	高圧制御用機器 (mm)
500 を超え 1,000 以下	35	20
1,000 を超え 3,600 以下	55	30
3,600 を超え 7,200 以下	90	60
7,200 を超え 12,000 以下	120	100
12,000 を超えるもの	160	--

2.17.4 保護装置等

- 1. ヒューズは過負荷保護に使用してはならない。
- ~~-2. 発電機回路は、遮断器の発電機側における電氣的故障に対しても保護しなければならない。発電機には、発電機内部故障及び発電機と発電機用遮断器の間の電氣的故障から回路を保護するため、比率差動継電器を設けなければならない。~~
- 3. 発電機の励磁系は、故障機を自動的に無励磁にし得るようにしておかなければならない。
- ~~-4. 回転機に装備される温度検出器が埋め込み式の場合には、その回路を巻線の温度検出器回路には、過電圧から保護するための手段を備えなければならない。~~
- 5. 変圧器の一次側の短絡保護は、原則として、多極遮断器によらなければならない。
- 6. 並列運転される変圧器では、一次側の保護装置が作動したとき二次側のスイッチが自動的に切れるようにしておかなければならない。
- ~~-7. 変圧器には、必要に応じ突入電流の抑制装置を備え、投入時の突入電流により系統に過度の電圧降下を生じないようにしなければならない。~~
- 7. 油入変圧器には、次に掲げる警報装置及び保護装置を設けなければならない。
 - (1) 低液面警報装置及び油高温警報装置
 - (2) 低液面及び油高温による停止装置又は負荷低減装置
 - (3) ガス圧力高による停止装置
- 8. 単一の電力消費機器、例えばバウスラスト等が、昇圧変圧器により高圧給電される場合は、変圧器の低圧側で保護することができる。
- 9. 計器用電圧変成器は、~~二次側において短絡保護及び過負荷保護を行わなければならない~~

~~ない。ただし、電圧喪失によって装置に重大な影響を生じる場合には、過負荷保護を設ける必要はない。~~一次側及び二次側において短絡保護を行わなければならない。ただし、電圧喪失によって関連装置に重大な影響が生じる場合はこの限りでない。

-10. 高圧回路から降圧変圧器を通じて給電される低圧回路は、混触により高圧がかかるおそれのないように保護しなければならない。

-11. すべての系統には可視可聴の地絡警報装置を備えなければならない。

-12. 中性点低インピーダンス接地方式又は中性点直接接地方式を採用する回路は、地絡故障回路を自動的に切り離し得るものでなければならない。なお、中性点高インピーダンス接地式回路に使用される機器であって、地絡時に給電回路を切り離さないものにあつては、地絡故障時に生じる過渡的過電圧に耐えるものでなければならない。

2.17.5 ケーブル

-1. 高圧ケーブルは、金属シース又は金属がい装を持つものでなければならない。金属シース又は金属がい装のいずれをも持たないケーブルを使用する場合は、全長にわたり、金属製又は**2.9.14-3.(4)**に適合し導電性を有する非金属製のダクト又は管で保護しなければならない。これらのダクト及び管は、電氣的に連続させ接地しなければならない。

-2. 電圧の異なる高圧ケーブルを同一のダクト又は管内に敷設してはならない。なお、これらのケーブルを同一のトレイ上に敷設することは差し支えないが、この場合、これらのケーブルは少なくとも表 H2.16 に掲げる裸母線間の空間距離（高い電圧側の値によること）以上離し、かつ、別個のケーブルバンドによって固定しなければならない。

-3. 高圧ケーブルは、低圧回路のケーブルとはできる限り離し、外傷を受けるおそれの少ない場所に敷設しなければならない。

なお、これらのケーブルは、同一のトレイ、ダクト又は管内に敷設してはならない。

-4. 高圧ケーブルは、居住区域をできる限り通過させないようにしなければならない。やむを得ず通過させる場合は、全閉形の電線管等により全長にわたり保護しなければならない。

~~-5. 高圧ケーブルの端末及び接続部は、電氣的事故を生じるおそれがないように適当な絶縁材料により可能な限り保護されなければならない。端末及び接続部の使用材料は、ケーブルの構成材料に悪影響を及ぼすおそれのないものでなければならない。端子箱において、導体が絶縁されない場合は、適当な絶縁材料の遮蔽物により大地間および相間を分離しなければならない。~~

~~-5. 高圧ケーブルの端末及び接続部は、ケーブルの構成材料に悪影響を及ぼすおそれのない材料とし、電氣的事故を生じないように適当な絶縁材料により可能な限り保護されなければならない。~~

~~-6. 端子箱内で導体が絶縁されない場合は、適当な絶縁材料の遮蔽物により大地間および相間を分離しなければならない。~~

~~-7. 高圧ケーブルには、見やすい位置に高圧の表示又は色別を施さなければならない。~~

2.17.6 試験

-1. 高圧電気機器及びケーブルは、本編の関連諸規定に従って試験が行われなければならない。ただし、耐電圧試験については、本 **2.17.6** の規定にも適合しなければならない。

~~-2. 高圧配電盤、区電盤及び分電盤の試験電圧値は次の値以下であつてはならない。~~

~~定格電圧が 500V を超え 1,000V 以下のもの：定格電圧の 2 倍 + 1,000V~~

~~定格電圧が 1,000V を超え 3,600V 以下のもの：10,000V~~

~~定格電圧が 3,600V を超え 7,200V 以下のもの : 20,000V~~

~~定格電圧が 7,200V を超え 12,000V 以下のもの : 28,000V~~

~~定格電圧が 12,000V を超えるもの : 38,000V~~

~~3. 高圧変圧器の試験電圧値は次の値以下であってはならない。~~

~~最大電圧が 500V を超え 1,100V 以下のもの : 3,000V~~

~~最大電圧が 1,100V を超え 3,600V 以下のもの : 10,000V~~

~~最大電圧が 3,600V を超え 7,200V 以下のもの : 20,000V~~

~~最大電圧が 7,200V を超え 12,000V 以下のもの : 28,000V~~

~~最大電圧が 12,000V を超えるもの : 38,000V~~

~~4. 高圧回転機に使用するコイルは、固定子にコイルを納めた後、定格電圧の $\sqrt{6}$ 倍の試験電圧（ピーク値）のインパルスを少なくとも 5 回加えなければならない。~~

~~5. 高圧ケーブルの試験電圧値は、次の値以下であってはならない。~~

~~定格電圧が 500V を超え 1,000V 以下のもの : 3,500V~~

~~定格電圧が 1,000V を超え 3,600V 以下のもの : 6,500V~~

~~定格電圧が 3,600V を超え 7,200V 以下のもの : 11,000V~~

~~定格電圧が 7,200V を超え 12,000V 以下のもの : 15,000V~~

~~定格電圧が 12,000V を超えるもの : 22,000V~~

~~6. 高圧ケーブルは、船内敷設後に 5. に規定する試験電圧の 168% の直流電圧を 15 分間加える試験を行い異常がないことを確認しなければならない。本会は次の (1) 又は (2) の試験方法に従った交流電圧による試験を代替試験として認めることがある。~~

~~(1) 導体と遮蔽物の間に供給電圧を 5 分間加える。~~

~~(2) 供給電圧を 24 時間加える。~~

~~2. 高圧配電盤は、製造工場等において、本会の適当と認める規格に従って内部アーク短絡試験を行わなければならない。ただし、本会が差し支えないと認めた場合には、同一形式の 2 台目以降の高圧配電盤について当該試験を省略することができる。~~

~~3. 高圧電気機器及びケーブルは、製造工場等において、次の耐電圧試験を行わなければならない。~~

~~(1) 高圧配電盤及び制御盤の試験電圧値は次の値とする。~~

~~定格電圧が 500V を超え 1,000V 以下のもの : 定格電圧の 2 倍 + 1,000V~~

~~定格電圧が 1,000V を超え 3,600V 以下のもの : 10,000V~~

~~定格電圧が 3,600V を超え 7,200V 以下のもの : 20,000V~~

~~定格電圧が 7,200V を超え 12,000V 以下のもの : 28,000V~~

~~定格電圧が 12,000V を超えるもの : 38,000V~~

~~(2) 高圧変圧器の試験電圧値は次の値とする。~~

~~最大電圧が 500V を超え 1,100V 以下のもの : 3,000V~~

~~最大電圧が 1,100V を超え 3,600V 以下のもの : 10,000V~~

~~最大電圧が 3,600V を超え 7,200V 以下のもの : 20,000V~~

~~最大電圧が 7,200V を超え 12,000V 以下のもの : 28,000V~~

~~最大電圧が 12,000V を超えるもの : 38,000V~~

~~(3) 高圧回転機に使用するコイルは、固定子にコイルを納めた後、定格電圧の $\sqrt{6}$ 倍の試験電圧（ピーク値）のインパルスを少なくとも 5 回加える。~~

~~(4) 高圧ケーブルの試験電圧値は次の値とする。~~

~~定格電圧が 500V を超え 1,000V 以下のもの : 3,500V~~

定格電圧が 1,000V を超え 3,600V 以下のもの : 6,500V

定格電圧が 3,600V を超え 7,200V 以下のもの : 11,000V

定格電圧が 7,200V を超え 12,000V 以下のもの : 15,000V

定格電圧が 12,000V を超えるもの : 22,000V

-4. 高圧ケーブルは、船内敷設後に定格電圧の 4.2 倍の直流電圧を 15 分間加える試験を行い異常がないことを確認しなければならない。ただし、本会は別に定める試験を代替試験として認めることがある。

附 則

1. この規則は、2008 年 10 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

H 編

電気設備

要
領

2008 年 第 2 回 一部改正

2008 年 5 月 29 日 達 第 34 号

2008 年 2 月 1 日 技術委員会 審議

2008 年 5 月 29 日 達 第 34 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

H 編 電気設備

H2 電気設備及びシステム設計

H2.17 を次のように改める。

H2.17 高圧電気設備

H2.17.2 配電

規則 H 編 2.17.2-1.(2)(a)及び(b)にいう「高インピーダンス」及び「低インピーダンス」
とは、それぞれ次の算式による接地係数が 0.8 以上の場合及び 0.8 未満の場合をいう。

$$\text{接地係数} = \frac{\text{常規対地電圧}}{\text{健全相電圧}}$$

H2.17.3 構造及び据付け

-1. 次に掲げる高圧電気機器のうち 1,000V を超えるものに対し、規則 H 編 2.17.3-1.にいう「本会が適当と認める規格」とは、次に示す IEC 規格、又は、これと同等以上の規格をいう。規格は最新版によるものとする。

(1) 変圧器

IEC 60076 Power transformers

(2) 配電盤及び制御盤

~~IEC 60466 A.C. insulation enclosed switchgear and controlgear for rated voltages above 1 kV and up to and including 38 kV~~

~~IEC 60470 High-voltage alternating-current contactors and contactor-based motor starter~~

IEC 60694 Common specification for high-voltage switchgear and controlgear standard

IEC 62271-200 High-voltage switchgear and controlgear-Part 200:

A.C. metal-enclosed switchgear and controlgear for rated voltages above 1 kV and up to and including 52 kV

(3) 高圧交流遮断器

IEC 62271-100 High-voltage switchgear and controlgear-Part1 :

High-voltage alternating-current circuit breakers

(4) 高圧ヒューズ

~~IEC 60282 High-voltage fuses~~

IEC 60282-1 High-voltage fuses: Part 1: Current limiting fuses, Part 2: Expulsion fuses

(5) 高圧スイッチ

IEC 60265 High-voltage switches

(6) 高圧交流接触器

IEC 60470 High-voltage alternating-current contactors and contactor based motor-starters

(7) 計器用変成器

IEC 60044 Instrument transformers

-2. 規則 H 編 2.17.3-6.にいう「過度の循環電流が流れないように設計された」とは、発電機の波形の第 3 高調波の成分が 5%以下になるように設計された場合をいう。

-3. 500V を超え 1,000V 以下の高圧電気設備であって、適用する適当な規格がない場合又は規則 H 編 2.17 の規定を適用することが不合理若しくは不可能と認められる場合には、当該電気設備の種類、要目、使用場所等に関する資料を提出し、本会の承認を得るものとする。なお、このうち、制御用機器の絶縁距離については、表 H2.17.3-1.によって差し支えない。

-4. 規則 H 編 2.17.3-8.にいう「十分な幅」とは、原則として 1m 以上の幅をいう。ただし、これより幅の狭い通路であっても十分に操作又は保守を行うことができる場合は、当該幅を 0.5m 以上の値まで減じることができる。

~~-4-5. 高圧電気機器の保護外被については、規則 H 編 2.17.3-13.が適用される場合を除き、規則 H 編 2.17.3-13.にいう「本会が適当と認めるもの」とは、H2.1.3-4.によるほか次による。~~

(1) 回転機の保護形式は少なくとも IP43、回転機の端子箱の保護形式は少なくとも IP44 とする。ただし、施錠されている区画に設置される回転機の保護形式の種類は IP23 とすることができる。

(2) 変圧器の保護形式は少なくとも IP43 とする。ただし、施錠されている区画に設置される変圧器の保護形式は IP23 とすることができる。また、変圧器が配電盤内に組込まれる場合は、保護外被無しとすることができる。

(3) 配電盤、制御盤等の保護形式は少なくとも IP42 とする。ただし、施錠されている区画に設置される配電盤、制御盤等及び同盤の低圧部の保護形式は IP32 とすることができる。

-6. 規則 H 編 2.17.3-23.にいう「本会の適当と認めるところ」とは、IEC60694(1996)第 4.2 項に従ったインパルス耐電圧試験を行うことにより十分な絶縁性能が確認された場合、空間距離の規定値を低減することをいう。

-7. 規則 H 編 2.17.3-24.にいう「本会が適当と認める値」とは、IEC60092-503 (第 2.0 版) 第 4.5 節に定める値をいう。

~~表 H2.17.3-1. 絶縁距離の最小値~~

定格電圧 (V)	空間距離 (mm)	沿面距離 (mm)
501~660	10	14
661~750	12	16
751~1,000	14	22

表 H2.17.3-1. 絶縁距離の最小値

定格電圧 (V)	空間距離 (mm)	沿面距離 (mm)
500 を超え 660 以下	10	14
660 を超え 750 以下	12	16
750 を超え 1,000 以下	14	22

H2.17.4 保護装置等

~~1. 規則 H 編 2.17.4-12.にいう「高インピーダンス」及び「低インピーダンス」については、次の算式による接地係数が 0.8 以上の場合を「高インピーダンス」、0.8 より小さい場合を「低インピーダンス」とみなす。~~

$$\text{接地係数} = \frac{\text{常規対地電圧}}{\text{健全相電圧}}$$

~~2. 規則 H 編 2.17.4-10.にいう「混触により高圧がかかるおそれのないように保護するための措置」とは、例えば次に掲げるものなどをいう。~~

- ~~(1) 低圧回路を直接接地する。~~
- ~~(2) 中性点電圧制限器を設ける。~~
- ~~(3) 変圧器の 1 次及び 2 次巻線間に接地遮蔽板を設ける。~~

H2.17.6 試験

~~1. 規則 H 編 2.17.6-2.にいう「本会が適当と認める規格」とは、IEC62271-200 付属書 A をいう。~~

~~2. 規則 H 編 2.17.6-4.にいう「別に定める試験」とは、次のいずれかの試験をいう。~~

- ~~(1) 導体と遮蔽物の間に交流の供給電圧を 5 分間加える試験~~
- ~~(2) 交流の供給電圧を 24 時間加える試験~~

附 則

1. この達は、2008 年 10 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。